

平成28年第3回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成28年9月13日（火曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の制定について

議案第 5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定について

議案第 6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の制定について

議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第12号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第13号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第14号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第16号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第17号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 北谷文夫君

副委員長 武田真君

委員 増井浩一君
 増山裕司君
 佐々木政幸君
 水島美喜子君
 沢田広志君

委員 多比良和伸君
 中道博武君
 武田圭介君
 辻 勲君
 小黒弘君
 (議長 飯澤明彦)

○欠席委員 (0名)

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
 砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
総務課長	安田貢讓
総務課副審議監	山形讓二
市長公室課長	安原雄樹
市長公室課副審議監	畠山秀守
政策調整課長	井上修一
税務課長	為国幸久
会計課長	川端一久
市民部長	中村正人
市民生活課長	東藤恭史
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	近藤美幸
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	吉川美幸
ふれあいセンター副審議監	松原明美
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	山下克己
農政課長	小林哲也
建設部長	湯浅克己
土木課長	荒木政宏

建 築 住 宅 課 長	金 丸 秀 樹
建 築 住 宅 課 副 審 議 監	洪 谷 正 人
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
病 院 事 務 局 審 議 監	朝 日 紀 博
兼 医 事 課 長	
管 理 課 長	山 川 和 弘
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
経 営 企 画 課 長	洪 谷 和 彦
地 域 医 療 連 携 課 長	山 田 基
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	細 川 仁
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	高 橋 豊
教 育 次 長	河 原 希 之
兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	
社 会 教 育 課 長	今 崎 大 三
兼 公 民 館 長	
兼 図 書 館 長	
給 食 セ ン タ ー 所 長	橘 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	堀 田 一 茂
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	安 田 貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本議会の事務に従事する者

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	佐々木 純 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午前 9時55分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には武田真委員を指名します。

休憩 午前 9時56分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午前 9時57分

○委員長 北谷文夫君 おはようございます。活発な論議を期待しております。質疑の中で最終的に自分の個人の意見を言うことは認めたいと思います。ただし、政策的な反論と
いうか、答えをもらうことは謹んでいただきたいと思います。

暑い方は上着お脱ぎください。

委員会を再開いたします。

ここでお諮りいたします。本日の委員会に池内淳治氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時58分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の制定について、議案第5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定について、議案第6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第12号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第13号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第14号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第16号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第17号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算の17件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の制定についての審査に入ります。これより質疑に入ります。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それでは、議案第4号の庁舎建設検討審議会条例の関係で質疑をしたいと思います。

まず、第4条に任期というのがあるのですけれども、この審議会そのものが大体いつごろから始まって、いつごろに終わるのかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課副審議監。

○市長公室課副審議監 畠山秀樹君 審議会の任期でございますけれども、審議会につきましては、この条例が承認されましたら来月10月からでも開催していきたいと考えているところでございます。それで、この審議会の所掌事項としまして基本構想、基本計画に関する調査、審議を行い答申するものとしていることから、基本構想の答申は平成29年3月、基本計画の答申、これにつきましては29年の12月を予定しているところでありますので、審議会の設置の期間、最終の期間につきましては基本計画の答申が終了する平成29年12月までを予定しているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回の審議会というのは、所掌事項にもあるように基本構想と基本計画、今の任期の期間というのも大体そこに合わせて、基本計画が答申された段階でというようなお話と一致するというふうなことだと思っておりますけれども、物を建てる時も構想とい

団体さんの高齢化が進んでいるというところもございまして、なかなかそういう形にもならないというところもございまして、その辺につきましては、公募委員さんを公募していくところまでできるだけ若い方、または子育て世帯の方に入っていただいて、忌憚のない意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えているところもございまして。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そのやり方、本当に会議というのは、ここの委員長もそうですけれども、持っていき方次第でどんな方向にもなっていくというようなことというのは今までさんざん経験していることではあるわけなのですけれども、ただきのうの議論でいくと学識経験を有する者という方が大学の先生というようなお話がちょっときのうの段階で聞こえてきたのですけれども、この学識経験者というのはお一人なのか、お二人なのか、複数いらっしゃるのかどうかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課副審議監。

○市長公室課副審議監 島山秀樹君 学識経験者、大学の先生を予定しているところもございまして、この方1名を予定しております、この方につきましては建築かまちづくりの分野で学識のある方を予定しているところもございまして。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私が今までこういういろんな審議会とか委員会とかという中で傍聴ができるというものが珍しかったのが1つあって、地域交流センターゆうをつくる時だったので、ここは非常に活発な議論と公開性がちゃんと保たれていた、そういう意味では審議会と言ったかどうか分かりませんが、よいやり方になっていたのではないかなというふうに思っているのです。積極的に部会などをつくりながら、いろんな意見が本当に飛び交って、最終的には建物やいろんなものが変わっていくというような、その審議会の意見によって基本的な考え方が変わっていくというようなところまでいけたという砂川市内でもいい例の、それがいい例かどうかというのはまた別にしても、私が考えるにはとても市民参加のいい集まりだったというふうには思っているのですけれども、この学識経験者の大学の先生なのですけれども、外のいわゆるコーディネーターをする人というのはとても大事な位置になるだろうなと。さっきのゆうの場合も3人か4人の外から来られたコーディネーターの方がいらっちゃって、市内の人たちだと大体顔見知りなのです。こういうところに来る、公募の方は別にしても、関係団体の方々というのは大体わかっている方なので、相手がどんなこと言うかということも大体わかるというようなことになって、あの人が出たらこんなこと言えないとか、それって何となくあるのです。でも、そこで第三者的な、しかもプロっぽい人がうまく引き出して行って会議をつくっていくと、こうやってこういうところに来ようとする人たちは絶対気持ちの中に何かを持っているはずなのです。だから、しゃべらせたら絶対しゃべる人たちだと私は思っているのです、その役割を事務局がするのではなく、できればこういう方が、どういう方が今後学識

経験を有する方に選ばれていくのかわからないのですけれども、そんなような方をぜひ選んでいただいて、しっかりした審議会になってほしいと思うのですけれども、その辺はそのような方になっていくのか、どうなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課副審議監。

○市長公室課副審議監 畠山秀樹君 庁舎建設の検討につきましては、あくまでも市民の意見を尊重していきたいと考えているところでございますので、入っていただく学識経験者の方につきましては、その辺の審議会においてのまとめ役といいますか、市民の意見に対して専門的な助言をいただくというような役割をしていただきたいと思います。今のところは考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 話し合いの現場そのものにしっかりと入っていているわけではないので、検討会がどんなのというとその会議録を読むしかないのですけれども、各関係団体の代表が代表として発言をしているのか、していないのかというやり方もあるのだらうと思うのです。例えばその場で資料をぱんと出されたら、これは果たして団体の意見をそのままということになれるかどうか。ついつい個人的な意見を述べてしまう可能性も十分あるのだらう。そういう点でいけば、その検討会の中でも、会議録の中に当然書かれているのですけれども、資料をもうちょっと前に出してくれないかと。ある程度団体の中でできれば話し合いをした上で来たいという発言もあったのです。これって大事なことで、そのときそれが改善されたのかどうかかわからないのですけれども、少なくともそのぐらいのことをしていかないと皆さんその場で自分の意見を述べてしまう。帰った後に本当に俺は団体の意見を代表したのだらうかというふうに思われることというのはあると思うので、その辺のやり方というのも十分気を配っていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課副審議監。

○市長公室課副審議監 畠山秀樹君 審議会につきましては、本当に十分な議論をしていただきたいと思います。考えているところでございますので、会議の資料につきましてはできる限り事前に配付して進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それであと、この審議会が始まって、公開性のことなのですけれども、きのうもいろいろ出てきて、傍聴を求める方もいらっしたし、私も相当この公開性をしっかりしていくべきだらうというふうに思うのです。本当に大きな大きな、もしかすると今後砂川市でこれだけの大型の公共施設を建てるというのはこれが最後かもしれないというのと同時に、砂川市は今もって民と官との協働というのをメインテーマに上げているはずだと私は思っているのですけれども、まさにそのことをあらわすのがこの庁舎建設だらうし、庁舎建設に至っていく過程がまさにそこが問われることになるのではないかと

うふうに思っているのですけれども、審議会でそれぞれ構想というのがまずでき上がる。この構想ができ上がるというのは、大体のこんなイメージができ上がった、それを現実的に建設まで持っていくための基本的な計画というのは次に来る。私は、その間というのはとても大事なことになると思うのです。余り計画まで入って行ってしまったときに、大幅な変更というのはなかなかできないかもしれない。ただ、構想の段階では、かなりいろんな変更がまだ可能と言ってもいいような状況だと思うのです。そこで、審議会みずからが市民に向かって自分たちの審議状況をきちんと報告したり、説明をするような場を私はぜひ設けるべきだと思うのです。この審議会の方々というのは、私たちと匹敵するぐらいに重要な方々だと思うし、それぞれが責任を持って今後の庁舎建築に向かっていく方々だと思うので、行政が説明するというのももちろんどこかの場面では当然あるのだろうと思うのですけれども、この審議会の方々から自分たちはこういう議論をし、こういう方向性をまとめてきました、皆さん、いかがでしょうかぐらいのやり方をぜひしてもらいたいというふうに私は思うのですけれども、そのような考えはあるのか、ないのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課副審議監。

○市長公室課副審議監 畠山秀樹君 まず、基本構想でございますけれども、審議会においては基本構想に関するに対して審議していただいて、それを踏まえて基本構想案を策定してまいります。その案の段階では、市民参画という形でパブリックコメントですとか市民説明会ですとかを実施しながら、市民の意見を取り入れていきたいというふうに考えているところでございますけれども、審議会として市民に対して発信していくというお話でございますけれども、この辺につきましてはあくまでも審議会で行うことでございますので、審議会の中で検討していきながら、方向性を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 審議会を取り仕切っていく方は副市長になるのでしょうか。副市長は出席されるのですよね、審議会には。どうなのですか。事務方としてのトップはどなたになるのですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課副審議監。

○市長公室課副審議監 畠山秀樹君 私ども今事務局のほうで考えているところでは、副市長にも出席していただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、副市長にお伺いするのですけれども、今私お話ししたようにこの審議会そのものが市民に向かっていろいろな自分たちが審議した過程を説明する、あるいは市民の声を聞くという場の設定ですけれども、今課長のお答えはそれは審議会が決めることなのだというお話だったので、私はそうではだめだろうというふうに思う

のです。そうではなく、行政としてもそのぐらいの勢いで民と官との協働をここで示していくというぐらいなお気持ちがあっただけいいのではないかというふうに思うのですけれども、副市長が事務局のトップとして入られる中で、その方向性というか、考え方というのはとても大きな作用をしてしまいます。砂川の場合は、市長がみずからどんどん動いていかれているので、行政の力がかなり強いので、正直言って。やっぱり行政の言うことはというふうになっていっている現状もあるだろうと思うのですけれども、ここは市民に役に立つ場所をつくるというところであるというふうに私は思っていて、市の職員の働く事務室ということにしていってはもったいないなというふうに思っているものですから、副市長、この審議会のやり方というか、方向性、引っ張っていき方というのは、私が今お話ししたのも含めてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 庁舎の建設ですから、50年、60年に1回という事業であります。行政が主導していくことは当然あってはならないことであって、市民の多くの意見を聞きながら進めていく。そのためには、今基本構想から入ってまいりますけれども、いろんな情報を調べて出して行って、判断していただくというのもそれは当然市民の中に求めるものでございます。今ほど審議会の委員さん方が説明会どうのという話もありましたけれども、形としては審議会になるのか、市としてなるのかはいろいろ検討していかなければならないのですけれども、基本的には市民の中に入って行って、いろんなご意見を聞いて、方向性を出していくというのが今のスタイルというか、筋であろうというふうに思っておりますし、審議会の委員になる方においては、それだけ責任も重たいという部分もお願いするに当たってはそういった趣旨も説明しながら、議会のほうからもそういった声があるということも含めて説明をしながら、委員の役割を果たしていただきたいというふうに思っているところであります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市病児・病後児保育施設設置条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、病児・病後児保育施設の設置条例に関してお伺いしてまいりますけれども、昨日も本会議のほうで総括質疑もありましたので、細かい点を何点かお伺いしたいと思います。

この条例の11条には委託の規定があって、規則のほうも10条で委託の定めがあります。そして、この後出てくる予算の中でも委託料ということで計上されていますので、この条例上は委託することができるというふうになっていますけれども、実質的には委託がもう決まった形での条例のつくり方であるのかなというふうに思うのですが、それはそういった理解でよろしいのかどうかをまず最初に確認したいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 本条例の11条につきましては、本事業が効率的、効果的な実施のために委託することができるということで制定させていただいているところでございます。今回の事業実施に当たりましては、当市といたしましては事業委託をしたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうなりますと、病児・病後児保育施設の横に、現在市立病院の中に院内保育所がありますけれども、院内保育所も委託を受けている形になっていると思いますが、この委託の関係の契約を結ぶときに一般の普通の入札のような形になっていくのか、あるいは随意契約とかそういったような形で、既に運営になれているような団体を選んでいくのか、そういったようなところというのはどういうふうになっていくのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 委託事業者の選定につきましては、やはり事業実施に当たりまして人材確保、事務等におきまして効率的な運営が図られること、さらには事業実績のある例えば民間のノウハウを活用することによりまして高い質によるサービスができることなどを想定しながら、考えながら選定していきたいというふうに考えているところでございますけれども、事業者の選定につきましては砂川市契約規則等に基づきまして適正に事業者を選定し、契約していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然質の高いサービスを提供するというのであれば、安かろう悪かろうであってはいけないわけですから、決して事業費も無駄遣いというのはできないわけがありますけれども、それは予算のところでもたやるので、そういったような形で委託の方針を進めていくということはわかりました。

ただ、場合によってはこの規定の仕方からすると、病児・病後児保育施設というのを全国の例をいろいろ調べてみたのですが、きのうも総括質疑の中で少し触れておられ

ましたけれども、なかなか採算ベースにのらない。赤字になっている施設が結構あるわけであって、あくまでも条例上の規定ですから、これから始める前に不吉な話ではありますけれども、委託をかけて、それが余りうまくいかなければ場合によっては直営ということもあり得るのかなというふうに思うのですけれども、その辺市の中ではどのように共有をされてきましたか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 事業実施主体に当たりましては砂川市が実施するという事で考えてきております。ただ、事業の効率的な運営等を考えた際に、事業委託をするほうが効率的な運営ができるのではないかとというふうに今現在考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 子育て支援の施策としては、大胆な施策の一つであると思いますし、うまくいっていただきたいというふうに思っているわけでありましてけれども、今後この委託をかける上で、一般的に考えるならばすぐ隣に院内保育所があつて、そこにも保育士さんがいらっしゃると思いますので、同じ事業体になるとそれは運営の仕方としてもノウハウがあつていいのかなと思うのですけれども、場合によってはこれからの委託の選定によっては違う業者さんが入るという可能性もあると思うのですが、当然今の院内保育所と病児・病後児保育施設というものは全く施設的には別物になるのですが、これが開設されることによって何らかの相互応援体制とか連絡体制とか、そういったようなものというのをつくられていくということは想定されているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今のところ事業者については選定前でございますので、仮定の話はなかなか難しいところでございますけれども、事業者を選ぶに当たりましては病児・病後児保育事業の実績、さらには安定した保育運営ができる事業者を考えていきたいというふうに思っております。隣接するところに今病院の院内保育所がございます。もし仮にそういう事業者を選定をすれば人材確保の面とかでは大変優位に働くものと、効果的に働くものというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先般院内保育所を私初めて見学をさせていただいたのですけれども、そのときに、この病児・病後児保育の関係のパブリックコメントに図面が付されていたのです。この前その院内保育所を見たときとこの図面で見たところの整合性ってどうなのかなというのを知りたかったのですけれども、今の院内保育所と新しい施設の間に扉があるのです。図面上も扉があつて、実際に院内保育所側から見るとやはり扉があるのですけれども、現在その扉は大型のロッカーによって扉が開閉できるような状態にはなっておりません。しかしながら、きのうの総括でもあったように病児・病後児保育で預かるお子さんと

というのは、病気を現に罹患されている、あるいは病気後の体力とか免疫力が落ちているような児童を預かるわけで、もし仮に同じ委託事業者になったとして保育士が相互に行き来できるとなると、保育士は健常であって、体にいろんな菌とかウイルスとかがついて、そういう抵抗力の落ちているお子さんに感染症がうつってしまうかもしれないということで、本来であればこの扉というものはないほうがいいのかというふうに思うのです。何に使うかという目的も今あわせてお伺いしますけれども、その辺というのはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 ただいまご質問のありました隣接する院内保育所との間の出入り口の関係でございますが、今回事業実施に当たっては隣接する院内保育所との人、物等の出入りは行わないとしておりまして、出入り口は使用しないこととしております。ただ、今後施設の運用上必要になった場合に対応できるよう扉を設置しているものでございます。

〔「感染症」との声あり〕

ですから、人等の出入りは実質いたしませんので、感染症のそういう病気の菌の心配はない状態でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今、後段で答弁をいただいたのは、前段の答弁では今後相互の連絡云々というようなお話があって、当面の間、開設した直後にはこの扉を使うことはないということだと思っておりますけれども、今後は運用によってはどうなるかわからないという答弁だったのかなと思っておりますけれども、その辺の整合性ってどうでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 病児・病後児保育ということで病気のお子さんを預かる施設でございますので、隣の院内保育所との出入りは基本的にいたしません。そういうような状況でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、このパブリックコメントのときに出てきた図面に出ている扉というのは、もともと病院の扉として存在したもののなのですか。その辺わかれば教えていただきたい。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 ここはたしか病院の1室となっていて、出入り口付近になりますけれども、今後どのような運営の仕方になるか、そこはやっぱり想定できないところもあります。ですから、運用上必要となった場合に利用できるようにということで一応扉を設置したというものでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然普通であればいろんな災害とか不審者が侵入したときに避難路というものがいっぱいあったほうがいいと思うのですけれども、そもそも1階が避難階であって、隣接する扉が外の玄関口と、それから病院の中に抜ける通路に抜ける道と2つあるものですから、あえて横の院内保育所とつなぐ扉というものがどうなのかなというところが正直疑問だったのですけれども、その点については今解消いたしました。

それと、感染症の話に戻りまして、きのうの総括質疑でも出ていましたけれども、どうしても小さなお子さんで、通常の保育所等であってもご家庭や、あるいは保育所の中でも大きな感染症とは言わなくても、風邪やインフルエンザも感染症の一種に含まれますけれども、ノロウイルスとかそういったようなものに罹患される例もありますし、どうしても小さいお子さんがちゃんと病状を伝えることもできなく、重篤な感染症に罹患している状況を大人が把握できないというようなこともあると思うのですが、病児・病後児保育というのは通常の保育施設よりもより一層慎重に扱うお子さんを預かるわけですので、その辺については委託事業者の方にも細心の注意を払っていただくようなことも市からは十分伝えていきたいと思っているのですけれども、その辺市のほうではどのように感染症対策を含めて今考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回開設しようとする施設におきましては、院内の施設内の感染症等の菌が施設外に出ないように陰圧を施した施設としております。また、病児・病後児に対する対応ということで、健常児の対応とは異なる場面も多々あるかというふうに思います。そういう面では保育士の対応というのが重要になってくると思いますので、対応する保育士につきましては研修等も受けていただいて、質の向上を図るように努めていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 あと、きのうの総括の中でも出ていたと思うのですけれども、今回のこの施設の特色である看護職の配置なのですが、ちょっと確認させていただきたいのはあくまでも常駐ではなく、何か容体に急変があったりとか、そういった場合に病院から駆けつけてきていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 医療機関内に病児・病後児保育施設を開設する場合、本来は看護師常勤という実施要綱になっておりましたけれども、医療機関内に開設する場合、緊急時に駆けつけられる体制が確保されるのであれば常勤でなくてもよいという取り決めになっております。このことから今回こちらの病児・病後児保育施設については、市立病院内に開設するというので、市立病院の看護部等と協議をさせていただきました。その中で、開設時間中においては小児科外来、救急外来の看護師が対応していただけるということで了解が得られたことから、常勤はしない、緊急時に駆けつけられる体制で対応する

という職員配置にしたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 確かに病院の施設内にはつくられてはいますけれども、今小児科外来と救急外来ということをおっしゃったので、多分本館から駆けつけてくる形になると思うのですけれども、本当に一刻一秒を争うような、例えばアレルギー症状が出て、呼吸困難になってとかそういったような状況が発生した場合には、隣に健診センターがあって、健診センターにも看護師さんがいらっしゃると思うのですけれども、そういった方がすぐ駆けつけるわけではなく、あくまでも専門の救急と小児科の外来の看護師さんが駆けつけるという、それでもう決まってしまうのですか。それは、あくまでも原則として小児科、救急の外来の看護師さんが来るのだけれども、本当に緊急、一刻を争う場合には臨機応変の措置として、すぐ隣に健診センターがあって、看護師さんがいらっしゃるでしょうから、そういったような方が駆けつけるような体制になっていないと、病院の施設内にあるといっても本館と南館の間は渡り廊下があったり、市道が走っていたりしますので、特に冬場等に関しましては駆けつけるといってもなかなかそうすぐにはいかないのかなというふうに思うのですけれども、その辺は病院のほうとどのように協議をされていますか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 この看護師の対応につきましては、市立病院の小児科医師のほうにもご意見等を伺いながら検討してきた経過がございます。子供を診るということで、看護師に当たっても専門に小児科、小児を扱う看護師のほうが適正に対応できるということで、やはりここは小児科外来の看護師に対応していただくことを中心にこの対応策を考えたところでございます。また、緊急時の場合は、まず外来、また所管の看護師さんのほうに連絡をして、逆に来てもらう前にこちらから子供を連れて受診させるという場合もあろうかというふうに思います。その子供の病状に合わせた対応を心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、病児・病後児保育施設設置条例ということで、昨日も総括質疑がありながら、ある部分では聞き漏らしたり、理解し切れないところがありますので、再度確認も含めながらお聞きしたいと思います。

第6条、対象児童及び定員のところであるのですけれども、この中には1項があって、1号、2号、3号、4号ということであるのですけれども、この中で(3)、3号だと思っておりますが、児童の保護者の就労、疾病、出産その他やむを得ない理由により一時的に家庭における保育の実施が困難であると認められることということがあるのですけれども、1項のところを見ますと、1号、2号、3号、4号とありますが、次の各号のいずれにも該当するといったことでものっているのですけれども、基本的にこの3号の適用の場合は1号、2号も含めて対応というか、該当していなければ(3)、3号のことは対応として

該当することになるのか、ならないのか、これをまず初めに聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 これは、1号から3号全てこの要件を満たしていることが利用の条件となるものでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 この要件に該当していなければということで、ということは1号、2号に該当していなければ、例えば就労だとか疾病、まさに出産等にかかわっていてもこのところの今回の条例の適用にはならないというふうに理解しておいていいのか、再度確認をお願いいたします。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 対象児童の要件でございますが、ここの第6条の1項1号から4号まで全て該当する方が対象児童となる要件としていただいております。ただ、この子供さんについては、現在児童福祉施設を利用されているということで、その中で保護者が共働き等で一時的なそういう保育に欠ける状況にある児童を想定しているものでございます。仮にお父さんが働いていて、お母さんが妊娠した、また出産間近になって子供の面倒をふだんは見ていたのだけれども、見られる状況にないというような場合はこの要件に合致いたしますので、利用ができるというような状況になってございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 何となくしかちょっと私理解できないのですけれども、基本的には1号、2号に該当していなければ対象が難しいのかなと思っているのですけれども、この辺はまず今回初めての条例なので、やっていただきながらいろんな部分で問題があればしっかりとやっていただきたいと思うのですが、それで第6条の1項の2号、この中で幼稚園も入っておりますし、この規則の中を見ましても広域入所で市外にいて、砂川市内の施設、ここでうたわれているところに入っているところについては、市外で利用料金ということも規則にのっておりますから、ただこの逆の場合、例えば砂川市内に住んでいながら砂川市以外の幼稚園、もしくは事業所の保育所を含めて入っている方たちは、これは対象となるのか、ならないのか、この辺も聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回の対象児童の要件でございますが、砂川市民で市外の施設を利用している方、今回はあくまでも市内保育施設等の利用児童が対象となる場合がございます。ただ、こちらの条例では、ただし書きで書いてございますように、市長が特に必要と認めたときはこの限りでないというようなことになってございます。例えば保育所につきましては、中空知5市5町で広域利用の協定を結んでございます。やむを得ない事情によりまして市外の保育所を利用するような状況になっているような場合、それらの

状況も加味しながら、利用等の申請があった場合は検討していきたいと。利用の対応について検討していきたいというふうを考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 市長が特に認める場合といったことでの適用範囲になるのかなというふうに思いますが、ただこれだけで見ますと、結構砂川市以外の幼稚園とか働いているところの事業所の保育所とかに預けている人方もいて、砂川市在住ですから。ただ、これだけを見ると、その人方は何をもってこれを知るのかなという部分では非常に難しいところがあるのかなと。であれば、これは今後施行された後そういった部分も含めてきちんとしたPRというか、周知をしていくことも必要なかなと思うのですけれども、この辺の考え方というのはどうなのかなと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 この病児・病後児保育事業、事業の制度、さらには利用等のあり方につきましても、きちんと市民に周知を図りながら対応していきたいというふうに思います。それぞれいろいろな相談もあるかと思いますが、それらの状況を踏まえながらきちんと対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 より一層周知というか、PRもしっかりやっていただきたいと思うのですが、そういった場合に市長が特に認めるということで、これを利用した場合の利用料の関係、市外の方が砂川市内の施設を利用した場合は3,000円、市内の方は2,000円ということになりますけれども、この辺の利用料の関係というのはどういうふうにかかわってくるのか、その辺の考えがあるのだったら聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回の利用料、負担金の設定の考えでございますけれども、利用する保護者におかれましては、既存の保育施設等の保育料を負担しつつ、別途子供さんが病気になったときやむを得ず当該施設利用料を負担するということとなりますことから、二重に保育料がかかるということもありますので、過度な負担と感じられない程度の料金とすべきであろうというふうに考えたところでございます。また、同様の病児・病後児保育事業を実施している道内自治体の設定料金等も参考にしながら、1日の利用料金、基本額2,000円ということで設定させていただいたところでございます。

また、市外の方も一部例えば院内保育所、看護師さんについては市外居住者もいらっしゃいます。幼稚園のほうも少数でございますが、市外から通われている方がいるということで、これらを利用させるに当たりましてはやはり市民とある一定の差をつけるべきであろうということで、1,000円の格差をつけさせていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 この件については大体理解をさせていただきました。

それで、次の関係ですけれども、定員が3名ということで、昨日も総括質疑を通しながらいろんな答弁もされたかと思うのですが、ここで施行規則のほうを見ると、利用の不承諾、第6条の中でも利用定員を超えたときは認めることは難しいですねということをつけております。3人というのは、昨日の総括質疑を通してこれを事前に実施しているところと大体人数的には変わらないといったことなので、まずは一回初めてのことであって実施していきましょうということなので、その辺は理解するのですけれども、この辺3名の定員で、3名が定員になってしまった場合改めて受け入れというのは難しいといいながら、ここの項目にはまた市長が特に認める場合といったことがあるのですけれども、この辺の対応というのはどういうふうに考えているのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの病児・病後児保育室のほうなのですけれども、こちらは3室用意してございます。今回条例上では利用定員を3名ということで設定させていただきました。こちらの定員の扱いにつきましては、病気の子供を扱う、安静に保育をする必要がある対応上の観点からも、この定員については基本的に守っていきたいというふうに考えてございます。このことによりまして利用者の方につきましては、定員のあることをご理解していただくとともに、利用に当たっては運営上あらかじめ仮予約をさせていただくこととしております。その際やはり申し込み順ということになるかと思っておりますので、このこともお話しして、ご理解いただきながら運営していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 最後に、基本的には3人の定員で、3人をしっかりと守っていきたいということで、恐らくあとは市長が特に認める場合といったことで、こういった場合は何かいろんな方策を考えていただけるのかなということを期待しながら、私の質疑はこれで終わりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の制定についての審査に入りま

す。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 きのもも総括質疑等でお伺いをしているので、本来であれば総括で市長のお考えを伺いたかったところなのですが、たまたまけさの北海道新聞の朝刊に中空知10市町の移住者向けの住宅支援の特集が出ていました。この中ではいろんなことが述べられているのですけれども、結局はパイの奪い合いになって、中空知の圏域の中で人口を回しているだけではないかと。それぞれの自治体がこういう移住者向けの住宅支援に力を入れて、自治体間競争を行っているわけでありましてけれども、域外から連れてこないとう人口はふえないだろうというふうな記事であります。ここには匿名で書かれているのですけれども、中空知のある首長は人を呼び込む政策がうちだけないのは避けたいと。そういうような形になってしまえば、結局本来の移住者をふやしていくという施策とちょっと乖離しているのかなというふうに思いますし、こちらでは砂川市の政策調整課長のインタビューの記事も出ていますけれども、その後には隣の滝川市でも移住者向けの住宅制度の導入を検討中だと。結局みんなが横並びでこういうことを始めれば、制度として整えてもこれは人口の本当の増加ということには何にも役に立ちませんし、せつかくこの地域を滝川市、砂川市が中心市となって定住自立圏の協定を締結しているわけですから、どこの自治体もこれから生き残っていく上で人口の維持というのは課題になってくるのでしょうかけれども、もうちょっとすみ分けとかゾーニングとかを徹底しないといけないのかなと。特に私はこの移住者向けの住宅に関しては、昨年6月と9月に一般質問して、市長の見解も伺いましたけれども、これはきのもも総括でも触れたように善岡市長の目玉政策として、移住者をふやして、人口をふやしていこうと。さらには、その中には子育て世帯もふやしていこうという目的もあるわけでありましてけれども、市長、きょうのこの道新の朝刊の記事を見られたかどうか分かりませんが、今そういうような状態にある中で市長としてせつかくこういう施策を取り入れるわけですから、きのもも総括でこの記事が出ていなかったの、触れられませんでしたけれども、市長の思いというものをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長。

○市長 善岡雅文君 道新の記事は、きょう朝役所に来て見ましたけれども、ほかの市町村のことを私とやかくいう気はございませんけれども、例えば住宅の助成は恐らく、当時菊谷市長の時代ですけれども、中心市街地が空洞化しているから、他市から呼ぼうということではなくて、コンパクトシティーで病院の周り、中心市街地に人を呼び込もうということで、市外の人よりも市内の離れている方々を中心地に呼び込もうという制度である制度を発足したもので、今もそうですけれども、あれで市外から砂川に来るとするのは恐らく直接的な因果関係はないだろうと。それは、やっぱりそのまちの魅力なり、何かがないと子育ても含めて移ってくるなんていうことは、あの制度ではなかなか想定しづらいなど。

ただ、私がなぜ公務員住宅に着手したかという、何回も言っていますけれども、砂川の家賃体系と実際の公営住宅の家賃、または所得水準からいうと砂川に子育ての住宅が少ないと。だから、いたいのだけれども、いられないというのが不動産業者に何回も問い合わせが来ていると。それを行政が放っておくのは無策だろうと。そのところはいたい人がいられるようにするためには、ああいう制度で何とか砂川にも子育て世帯が住めるようにしようというのがもともとの発端でございますけれども、新聞に書いてあるとおり、そのまちに魅力がないと人はなかなか住まないと。それは、学校の問題であったり、医療の問題であったり、子育てであったり、いろんな問題があるわけでございます、それを横並びでみんなが同じことをやっても金太郎あめになるだけで、そのまちがどんな魅力を自分のまちに合ったまちづくり、それはほかとは違う特色を出していかないと、そのすみ分けをしないとならないと。それで、定住自立圏で5市5町の中でそれをすみ分けしましょうと。例えば医療であったら砂川市だと。砂川は、子供を産める病院を持っていると。だから、その中で子育てなり、20代、30代の女性の比率がすごく高いと。それをどうやって誘導しながら定住させていったらいいのだろうか。それは、婚活であったり、産んだ後の子育ての支援策を病児・病後児保育であったり、幼稚園や保育所の子供を産みやすいように2子目、3子目を所得制限なしにしてでも特化しながらそこに重点的にいこうと。そしたら、医療費の無料化もあるではないかという話もございました。本州の事例を見ると、医療費の無料化をみんながやっちゃって、結局経常経費を上げただけで効果がなかったというのが本州の事例でございます、県単位でみんな競争してやったのだけれども、みんながやったら同じことということで、大きい市ほど支出がふえてしまったと。それは子供の数が多から。小さいところは少ないので、支出は少なくて済んでいるのですけれども、これは全然やらないとか否定するわけではないのですけれども、病気になるか、ならないかというのは個人差があって、期待感が薄いというのが検証の結果なのです。直接補助でも余り病気にならない子供にとっては、恩恵が少ないと言っているのかどうかちょっと難しいところがございますが、病気にかかる人ほど恩恵を受けるのだけれども、それが直接的な動機になるかどうかというのは薄かったというのが本州のほうの事例であって、それよりも直接的に子供を産んだときに経費がかからないようにしようとかというほうが動機づけが高いだろうというのがあって、砂川の場合は唯一産める病院があるから、それに特化した中で婚活から始まり、そして共稼ぎもできるように病児・病後児保育施設をつくるなり、または子供をつくった方については負担がふえるので、幼稚園なり、保育所の2人目、3人目の所得制限を国でつけましたけれども、うちは撤廃してでもそこはそっこのほうに特化しながら、病院を中心とした特化したまちづくりでそれをいかに宣伝しながら、砂川に持ってくるというより今いる者についてをここに定住しながら、人口をふやすというよりどうやろうか減っていく時代に入っているのですけれども、その減らし方をいかに抑えながら持続可能なまちをつくっていかうかというのが私の基本的な考えでございます

ます。

ただ、総務省あたりに行くと、圏域全体で競い合いながらいろいろやって、圏域全体で人口が確保されたいのではないかという意見も総務省の中にないわけではないのですが、それというのは普通交付税で縛りをつけているので、各市町村が躍起になるにもある程度地方版の総合戦略で目標数値を定めているものですから、それに到達しないと頑張っていないという見方をするような制度なものですから、何とかその期間に少しでもふやそうかという自治体があるのも事実でございますけれども、それが本当に持続可能かといったら、まちの魅力のないところに行く人は少数であって、それは学校の問題とか病院の問題だとかいろんな問題があります。それを総合的にそのまちの魅力を出さない限り持続可能な定住策にはならないだろうというのは私自身も十分承知しておりまして、この新聞の書き方がいいか、悪いかは論評しませんけれども、うちの家の制度はもともと定住化というよりは中心市街地が空洞化するので、コンパクトなまちづくりのためにそこに誘導しましょうというのと、議員さんからもご指摘があったけれども、今建築工事が減ってきている中で何とか市内の建築業者もそこをやるような状況もあわせて取り組んだ制度で、あれでほかから来るとは私は正直言って思えないし、それよりもっと砂川の特徴のあるところに力を入れていくべきかなというふうに思っているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 市長の思いはわかりました。

一般の方からすると行政から出された情報よりも、新聞をとられている方が減ったとはいいながらも新聞の影響力が大きいと思います。今市長の言われたようなことがこの中に書かれているかということ、単に移住者向け住宅ということで一くりにされています。ただ、砂川市が今これから整備しようとしている住宅は、既に市内企業にお勤めになられている方で、例えば子育ての方とか多子世帯の方とか、そういったような方を砂川市に誘導してこようというものなので、この新聞に書いてあるように圏域外とか、それから道外から人を連れてくる移住者とは一線を画さないといけないのかなと。そうはいいいながらも新聞報道でこういう書き方をされてしまうと、あたかも我々が今目指していく方向性の趣旨がぼけていくのかなというふうに思うものですから、くどいようですけども、きのうも総括質疑の中で私も触れましたけれども、これから公募をかけるに当たってはしっかりとした情報を出していくこともそうですし、砂川市内で今現在働いている方が対象になってくると思いますので、本当に繰り返しになりますけれども、大小かわらずいろんな企業とか、個人事業主でも通っている方もいらっしゃいますので、そういったような方に対する情報の発信というのも決して従前どおりではない形での周知というものに努めていただきたいと思っておりますけれども、その点だけ事務方に1点お伺いして終えたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 本物件のPRの仕方等につきまして昨日部長のほうからも

申し上げましたけれども、議会後も今考えていた周知方法、それから昨日も出ましたけれども、現場の内覧等につきまして予定はしておりましたけれども、その辺のスケジュールを詰めまして、全体のスケジュールの中で調整をするように打ち合わせをしまして、周知のほうにつきましても配るもの、それから配る先について検討を始めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

武田真委員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

武田真委員の質疑を許します。

○武田 真委員 それでは、議案第6号 砂川市移住定住促進住宅管理条例について、昨日の総括質疑及び先ほどの議論を踏まえて1点だけ確認させていただきたいと思います。

まず、1条の趣旨についてなのですが、通常こうした法律、条例を作成する場合、目的規定あるいは趣旨規定がこういった形で置かれるのが一般的なのですが、先ほどのお話を伺っていますとこの条例は単なる施設の設置条例ということではなくて、政策的な条例の意味合いもあるということなのですが、そうしますとこの趣旨ということではなく目的ということで政策の趣旨、立法動機その他、市長の思いを先ほどいろいろ伺いしましたが、そうしたものをここに目的ということで設置していくのが本来の形ではないのかなというふうな考えを私持っているのですが、庁内でこの条例を起案する段階でそうした議論がなかったのかなというのをまずお伺いしたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 まず、第1条の趣旨が目的と該当するかどうかの検討がなされたかというご質問だと思います。こちらの趣旨につきましては、おっしゃられたとおりに目的、趣旨について内容を含めまして法制係と検討をいたしまして、ここに書かれた内容については趣旨ということで条例の中ではうたうということで決定をいたしましたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 先ほど道新の他の地域から人を吸い取るだけではないか、そういった事業はこの近辺で進められているのではないかというようなお話だったと思うのですが、決してこの事業はそうではないということを強調するのであれば、先ほどの市長の思いというのをここにのせて、この事業はこのような目的でつくっていると。単なる他地域から人を吸い上げるための事業ではないということを高らかに宣言するのが恐らくこの趣旨、目的という形でのせていくのではないかと。そういった政策目的条例という意味であ

れば、そういったことを後世の人にもわかるような形でのせていくのが趣旨ではないかなと私は考えるのですけれども、もう一度その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 本事業が移住定住の大きな政策的な目的でなされる事業だということで、そこについてはここに述べるべきではないかというようなお話だと思います。これにつきましては、今回やります移住定住促進住宅というのが移住定住にかかわる今までなかったタイプではありますけれども、政策としていろんな政策を移住定住でやっております。その中の一つの方策として今回これを出させていただいているということからして、そのような考え方でこの趣旨をまとめているというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 そういうことなのでしょうけれども、ただ先ほど市長のいろいろな思いを語っていただいたのですが、その中で持続可能なまちづくりというのがこの事業の背景にあるということが明らかになったと思うのですけれども、そういった背景があった上でこのような事業を組み立てたのだということを目的の中で記載すると。現在の趣旨の3行では、そういったものが市民にも伝わらないと。市長の思いもこの条例を読む限りは、言い方は悪いですが、他の自治体の人を吸い上げる目的の事業と何ら変わらないように読み込めるわけです。やはりそこはこの背景をきちんと書いて、市長の目玉事業であると、政策事業であるということであればその辺の背景をきちんと書いた上で、ゆえに移住定住の促進を図るためにこの事業を行うというのが本来の姿ではなかったのかなと私は考えるのですけれども、もう一度その点を踏まえてご回答いただきたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長。

○市長 善岡雅文君 私法制の専門家ではございませんけれども、私の思いというのは病院から始まって、子育て政策から全部つながっている一連のものを条例の中にそれを一々盛り込むということは、従来からも政策的なものであっても住宅奨励の補助についてもそこまでは書き込んでいないと。これだけ特別子育てから全部長く書くというのはちょっと無理であって、そういう条文は恐らく従来からも砂川市に限らずそこまで目的には書き込まないというふうに私は理解しているので、それを書くとき長いことになってしまっ、一体この条例は何なのかという誤解を招きかねないので、私は今の現行のあの書き方で十分だというふうに、あとは発信力の問題で、市長があちこち行ったときに、または原課のほうで趣旨説明するときそういう説明をすれば私は十分用は足りるのだろうというふうに思いますし、別に新聞が書かれたからといってそれをそんなに意識する必要はないのではないかと。恐らく新聞はああいう視点を持っているから、ああいう書き方をしましたけれども、その自治体は何を目指してやっているかという基本線が議会と、それから行政の間で共有できていけば、私はそれでよろしいのだろうというふうに思っていますので、その辺でご理解いただければというふうに思っています。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何点かお伺いしたいのですけれども、家賃の関係なのですけれども、このたび月額4万6,000円ということで家賃が設定されていますけれども、この根拠ってどこなのかをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 今回条例のほうで出させていただいています家賃の根拠というご質問でございます。こちらにつきましては、公営住宅でございますので、公営住宅法を参考に再建築価格と、それから経年、減価償却、必要経費等を勘案しまして、この数字に至っているところでございます。中については、構成としては管理費等のものも含まれているところであります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何だかよくわからないのだけれども、これは公営住宅なのですね、位置づけとしては。となると、ほかの公営住宅とある程度整合性を持ってこないとまずいですよね。だとすれば例えば共有部分に係る費用は市の負担とするところにあるのです、15条。住居に困っている人の公営住宅、一般の公営住宅です、そこはそれぞれ廊下の電気代だとかみんな自分たちで払うではないですか。だけれども、ここは共用部分の費用は市の負担とするというふうになっているわけです。これって何か妙ではないですか。随分サービスが行き過ぎていませんか。その辺のところは、公営住宅だとすればどういう整合性が持たれてこういうふうに決められたのかお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 家賃の算定方法につきましては、公営住宅の考え方でございますけれども、今回のこの公営住宅につきましては住宅に困窮されている方、一般の方が入る公営住宅ではなく、移住定住を目的とした住宅でございます。ということもありまして、共用部の電気代、それから附帯になるものについては大家のほうで見ていくという考え方で家賃設定等を考えているところであります。

〔「共用部分は」との声あり〕

共用部分の電気代につきましては、家賃のほうに含ませていただいております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 その第15条の入居者の負担する費用の中の共用部分に係る費用は市の負担とするというのは、どういう共用部分なのか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 共用部分につきましては、共同の階段室、それから屋外にも共用部分がございますけれども、そちらについては管理等について市が負担するというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 だから、そこが住宅に困って低所得者の人ですら自分たちでお金を払っているわけでしょう、普通の公営住宅は。共益費という形でみんな払っているではないですか、自治会をつくって。何でここはこんなにやらなければならないの。移住定住だからということですか。

それとあわせて駐車場の料金なのですけれども、駐車場の料金だと1台につき月額1,500円ということになっているのですけれども、ここもどういう根拠なのだろうと思うわけです。アスファルト舗装もちゃんとして、きちんとした8区画をつくっているはずなのですけれども、普通は1区画について幾らということだと思ふのです。でも、1台につきということは、1家庭で2台持っているところも多いから、そこだったら3,000円ということになるということなのですか。その根拠です。公営住宅の駐車料を出すときというのは相当細かい計算をして、それぞれ幾らということにしてあるのですけれども、私は月額4万6,000円の家賃というのが30年、40年近くたっているものをただリフォームしたということではいかならば、しかももし小学校の子供が来ると空知太まで多分バス通をしなければいけないというこの状況の中では、やってみないとわからないけれども、結構高いかなと思ったりするのです。もしかすると収支状況もきちんと考えて4万6,000円というのを設定されたのかなと。つまり今後10年どういう収入が入って、10年ぐらいになったらまた手直しをしなければならないというようなことも考えられたのかなということなののですけれども、先ほどの話だと公営住宅なので、公営住宅と……根拠のところなののですけれども、そういう根拠ではないのですか。将来的にどうで、そこから割り返していったら月4万6,000円になったということではないということでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 家賃の話にまた一回戻りますけれども、家賃につきましては今小黒委員がおっしゃったように建設費、購入費、必要な経費、減価償却、それから修繕費、いろいろな項目を勘案しまして家賃を算出しております。共用部の電気代につきましても家賃に含まれておりますし、その中にリース料とか敷地内の除雪、除草の管理費も含まれてこの金額になっております。

続きまして、駐車場でございますけれども、駐車場は市内の公営住宅の駐車場料金をもとに考えをまとめておまして、ここの移住定住促進住宅については市内の公営住宅と比べまして対面式のような共用部分の通路を含んでいないという構成になっています。現在整備しているものについては、住宅の横、即接道という形で、供用通路部分、車道の部分がほとんどない状態というところで、建設費のほうもほかの公営住宅のところよりも軽減されているということから、この金額に落ちついているというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 予算の関係があるので、そっちまでいかれなかったのですけれども、そ

これは言わないですけれども、いわゆる除草代とか除雪代とか今の共用部分とかを市が負担するのだけれども、家賃にそこを入れてしまっているということなのですね。そうすると、もともと普通でいう家賃、部屋を借りるための家賃というのはもっと安いということなのですね、きっと、考え方としては。そう考えればいいということかな。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 小黒委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての審査に入ります。

質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての審査に入ります。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第17号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、22ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第2項徴税費、ございませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 市税の賦課の事務に要する経費ということで30万円計上されていますけれども、昨日の提案説明の中では、相続人が不明等のその相続財産管理人を申し立てる費用ということで提案説明を受けましたけれども、裁判所のホームページ等で調べるとそれに係る経費として収入印紙代として800円、それから官報公告代として3,775円の合わせて4,175円だと思うのですが、そうするとこの30万円という費用だとかなりの件数になると思うのですけれども、今回予算を組むに当たってどれぐらいの件数と、手数料は今私の言ったもので正確なのかどうかということを確認としてお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 申し立てにかかわる費用の関係だと思えますけれども、今回の補正予算30万円を計上させていただいたのは、1件に対しての申し立て費用となります。それで、申し立て費用の内訳といたしましては、先ほど申しました官報公告手数料、これが3,775円、それと印紙代として800円、それと切手代として500円前後、これは売却先が見つからうと、見つかるまいとかかる費用ということになります。それで、このほかに30万円を積んでいる理由といたしましては、相続財産管理人の報酬額というのをこの予納金のほうに積んであるということであります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 報酬が入っているということが今わかったので、納得したのですけれども、そうすると市内で相続人不明の事態が多数生じているわけではないということで、今回あくまでもこの1件に限っての申し立ての費用の総額という理解で多分いいと思うのですけれども、今後市内にも空き家等もふえていますし、相続人がまさに市外に転出してし

まって、なかなか権利関係が複雑になっているような事態も想定されるのですけれども、それは今回のように個々別々に補正予算等で対応していくという考えでよろしいのかどうかだけ伺って終えたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 先ほどの報酬の関係ですけれども、これは売却がされましたらこの予納金から支出するのではなくて、その売却益の中から報酬が支払われるということになっております。

それから、相続人が不明となって空き家が昨今ふえている状況にあるということで、市においても空き家対策に力を入れる中で税務課としても早い時期から、建物が老朽化して誰も買い手のつかないような物件になる前にそういった物件の売却先が見つかるかどうか、これを隣近所ですとか不動産屋さんですとか、そういうところに働きかけを行って、極力早目に売却をするというようなお役立てをしたい。そういう売却先が見つかった場合には、都度こういった補正予算を組んで執行してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 次に進みます。24ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。26ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。28ページ、第6款農林費、第1項農業費。

増山委員。

○増山裕司委員 農業振興費、環境保全型農業直接支払交付金129万2,000円について質疑します。

きのうちよっと聞き漏らしたのですけれども、地球温暖化云々とおっしゃっていたような気がしたのですが、早口で聞き取れなかったので、申しわけないのですけれども、いま一度趣旨をまずお聞かせください。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 環境保全型農業直接支払交付金ですけれども、農業分野の有する環境保全機能を発揮させるため、地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い営農活動に取り組む農業団体に対して当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援する事業でございます。

○委員長 北谷文夫君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 今農業団体とおっしゃいましたよね。農家個人ではなくて、例えば新砂川農協とかそういうような農業団体に支給するようなものなのですか。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 当該事業に取り組む農業者団体ということで、集落の中でそういう団体を結成して取り組んでもらっても構いませんし、既存の例えば今交付対象となっているのはJ Aの特裁米生産組合等、そういう団体で取り組む活動をしていただける団体ということになっております。

○委員長 北谷文夫君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 今の件についてはわかりました。

次に、産地パワーアップ事業補助金、これもきのう聞き漏らしたのですけれども、ヒマワリに関してハウスをつくる補助金というようなことで伺ったような気がするのですけれども、いま一度趣旨について教えてください。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 当該事業につきましては、TPP協定による新たな国際環境のもとで、産地が創意工夫をして地域が一丸となって収益の強化や栽培体系の転換を図るための取り組みについて支援する事業でございます。この事業につきましては、国の平成27年度の補正予算で新たに創設された事業でございます。

それで、ひまわりグループでの取り組みにつきましては、二重被服と循環扇を導入するパイプハウスの設置をいたしまして、生産力、販売額のアップを狙っていくという計画の中で補助を実施するものでございます。

○委員長 北谷文夫君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 今のヒマワリのやつなののですけれども、上砂川線のほうに行くと那須さんのお宅のあたりにヒマワリがいっぱい咲いています。あれ観光用のヒマワリなののですけれども、今の課長のおっしゃったのはああいうのはちょっと違うように聞こえたのですが、どのようなヒマワリをつくって、それをどのように活用していくのか、その辺はいかがなのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今回の砂川ひまわりグループは、ミニヒマワリをハウスで生産しておりまして、観賞用として出荷をしております。

○委員長 北谷文夫君 次に進みます。30ページ、第7款商工費、第1項商工費、ございませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、商工振興費のところ農商工連携促進補助金ということで10万円計上されていますけれども、従前も米粉等を活用した新製品の開発等が行われていたかと思うのですが、今回また補助を出すということで、この前に続いての何か引き続きの形でまた出てくるものなのか、それともまた別の対象団体とかが生まれて、こういったようなものが必要になってきたのかということをもとに最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回の申請者については、別のものということで、砂川フレップラボという団体になります。こちらの団体につきましては、元地域おこし協力隊が会長となりまして、砂川ならではの特色あるオリジナル製品を開発することを目的につくられた会となっております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この補助金を出すに当たって、いろんな砂川の新商品の開発ということなのですが、この商品の開発の対象となるものが例えば食べ物であるですか、そういった分野というものは限定されているものなのか。それとも、それ以外に例えばキャラクター的なもの等も含めて、そういったようなものも含めて農商工連携という一環で使えるものなのかどうかということはどうなっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 市内の農産物などを利用してやるということですので、今現在はキャラクター等は想定しておりませんが、農商工連携の一環として考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ここでせっかく新商品を開発したとしても、それがどういった形で市内に広まっていくのか、さらには市外に広まっていくかということも考えないといけないのですが、ここでの補助金というのはあくまでも新商品の開発に対する補助金ですから、その後新商品が開発をされて、誰がどのような段階で評価するかわかりませんが、これを市外にどう広めていくのかということは開発した個人あるいは団体が個々別々の努力でやっていくということなのか、この補助金をてこにまた新たな支援というものが市のほうからも受けられるようになっていくのか、その辺というのはどうなっていますか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 この連携促進助成金につきましては、新商品の開発にかかわるものということで特定されておりますが、その後どのような補助制度等を利用できるかは事業の内容等を十分相談を受けまして、その中で対応できるものがあれば市としても対応していきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、地域おこし協力隊の起業支援補助金ということなのですが、100万円計上されているのですが、今市のほうで、提案理由の説明の中では大ざっぱな説明だったので、こういった支援のところまでこの補助金が対象となって使えるものなのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 補助の対象経費ということでお答えさせていただきたいと思います。

今考えて該当するものとしましては、設備費、備品費、土地・建物の賃借費、また法人登記に要する経費、知的財産登録に要する経費、マーケティングに要する経費、技術指導受け入れに要する経費を想定しております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この地域おこし協力隊起業支援補助金の対象になるのは現在の地域おこし協力隊として活動されている方なのか、今砂川から離れられた方もいらっしゃいますけれども、そういったような方も申請すれば補助が受けられるようなものなのか、その辺というのはどうなっているのですか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 補助対象者につきましては、地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内の者、また任期終了の日から1年以内の者となっております。その中で市内で起業をして、市内の商工振興にかかわる方ということでもありますので、もちろん任期が切れた方、現在任期がある方も更新は1年ということですので、対象になるということになっております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この100万円の予算を計上するに当たって、補助には上限というものが決まっていますから、その上限額は幾らぐらいで、どれぐらいの件数を想定してこの事業を見込んで予算として計上しているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 補助対象経費につきましては1人当たりで、対象経費の合算した額の10分の10以内と考えておりまして、100万円を限度としております。今回の予算につきましては、一応1人の限度額ということで想定しております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 となると、1人に100万の補助を出すということですから、当然起業するというところでいろんなチャレンジがあってもいいと思うのですけれども、一方で税金を使うわけですから、しっかりとした厳密な審査を行っていかなければならないのですが、その辺の審査というのはあくまでも商工、今部長と課長いらっしゃいますけれども、どのような形で審査がなされるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 当然本人からの申請をもとに審査していく形になりますが、もちろん資金計画ですとかそういうものもしっかり精査した中で経済部として考えていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 経済部は、地域おこし協力隊とのかかわりというのはすごく長いですし、当然人間関係が濃厚になっていきますから、公平性ということを考えれば私はこういう補

助の申請には第三者的な違う部署の方も含めて総合的に検討するべきかなと思うのですが、今現在そういったようなお考えというのはないのかどうかということと、やはり税金を使うわけでありますので、その辺もしっかりと今後私のほうから指摘をして考えていただきたいと思うのですが、その辺についてはどうお考えなのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 こちらにつきましては、商工振興という観点でしっかり我々も精査してまいりたいと思いますが、地域おこし協力隊は現在SUBACOに配置していることもありますが、政策調整課でも配置していることもあり、今後ふえる可能性もあることから、そういう原課とも十分対応について情報交換しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、イベント用物品倉庫の建設なのですが、これは建設予定地としてはどこの場所を今考えているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 現在のところ車両センターの土地を考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今回この予算が通ってから直ちに入っていくのでしょうかけれども、工期的なものとしていつぐらいに完成をして、豊中の解体と並行して行っていくので、現在旧豊中の中にある物品も搬入をしていかないといけないのですが、その辺のスケジュール的なものをお伺いして質疑を終えたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 本年度実施設計を行い、来年度早い時期に入札を行い、建築業者が決まりましたらすぐに着工ということで考えておりますが、旧豊沼中学校の解体も並行的に行われ、その解体に影響の出ないような日程で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後と言ったのですが、そうすると具体的に終わりの時期は、今の段階でめどとしてはまだ特に持っていないという理解でよろしいのですか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 もちろんその部分につきましては、実施設計の中でいつごろまでに完成するというものが見えてくるところになるかと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員の質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時55分

○委員長 北谷文夫君 それでは、休憩中の会議を開きます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も商工費、商工振興費の地域おこし協力隊のことでお伺いしたいと思います。

今も武田委員とのやりとりで大分わかっているのですが、これって予算書を見ると一般財源だけになっているのですが、市の一般財源で100万円、最大100万なので、出すということになるのかどうかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 こちらに関しましては、一般財源ということはそうなのですが、総務省の推進要綱に定められている特別交付税で財政措置される範囲内において地域おこし協力隊員に対して起業に要する経費を補助金として支出する予定でございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、国から特交の措置があるということは、それはそれでいいのですが、ちょっと詳しく聞いていくのですが、市内で起業をする。そもそもが先ほどのやりとりの中でもわかりづらいので、要綱か何かを今後定めるのかどうかなのですか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 こちらにつきましては、砂川市地域おこし協力隊起業支援補助金交付実施要領を定める予定であります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 砂川市には今中小企業振興条例というのがあります。ここのダブリというのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 その点もございまして、商工振興という観点で十分話を聞いた中で、起業に当たってどういう制度を利用するのが有利なのかというようなことも含めて相談に乗っていきたいなというふうには考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまりやり方によってはダブリもあり得るということですか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 ダブリというか、基本的にはこちらのほう10分の10以内ということで、対象経費については全額補助ということになっておりますので、恐らくこの制度を活用するのが一番有利なのかというふうには考えますが、業務の内容とか場所とか条件いろいろお聞きする中で、さらに何か活用できるものがないかという点も含めて相談に乗っていきたいなというふうには考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そこがちょっとわからないのは、今例えば空き店舗を利用して、内部の改装をすると幾らの補助、それから家賃の関係も70だっけ、あるわけです。それでダブってやっていく、もしも、ダブって出してあげるといのは相当すごいなと思うのですけれども、そういうこともあり得るということですか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 基本的にダブって補助をするという考えではないのですけれども、どちらが有利になるかというようなことを含めてアドバイスした中でしていきたいというような考えでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 普通同種の補助金というのは、余りダブってやるということはほとんど私は経験ないのですけれども、国の金だとはいいながら地域おこしに随分力が注がれているなというふうには思うのですけれども、これ例えば普通でいくと1年以上事業を続けて、その後でとかというパターンがよくあることなのではあるけれども、この補助金に関しては仮にここまで続けてもらわないと出せませんなんていうのはないのかなのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今現在実施要領の中にはそのような条件は付してありません。ただ、事業が完了した時点で補助金を支出するというのを基本的な考えとはしておりますので、1年間の中でとりあえず起業に当たっての事業をしていただくという考えではあります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 どういう起業をするのか、お店をつくって何かを売るのか、その辺はちょっとわからないのですけれども、極端に言ってやっぱりうまくいかないから、もらったけれども、やめたといっても別に返す義務はないということではよろしいのかなのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 もちろんそういうふうにならないようにしっかり砂川市内の商工振興に寄与するということを十分見きわめて、アドバイス等を行っていきたいというふうには考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうならないようには誰もが考えるのです。そうなったときにそれでもいいのかなと聞いている。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 現在実施要領の中でそのような返還等の条文は予定し

ておりませんので、そういうことが起きた場合には返還ということにはならないというふうに捉えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 地域おこし協力隊の人ができれば砂川市内に住んでもらって、何かをやってもらうというのが主たる目的ですから、それはそれでいいと思うのですが、ここまでいい制度にかかわらず、砂川市民の若い人が何かやろうと思ってもなかなかこういういい制度はないなというところが正直残念なところではあるのですが、あとここに関して言えばある程度の何かそういう話なり、ちょうど1年前の人たちが3人いたのでしたっけ。これからの人はまだ……でも任期がどこでというのは3年とは限っていないからわからないということになるのでしょうか、何となくそんな話はあたりはするのですか。何もなくてたまたま国が特交出してくれるのでというので予算化しているのかどうか、ここをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 3月で任期が終了した協力隊員は3名いますけれども、1名につきましては市内に居住し、起業の検討を行っているということで、いろいろ先ほどの農商工連携の関係でもありましたが、商品開発などにも取り組んでおります。それで、今後起業に向けてこの補助金の活用など、こういう補助金ができるということをお伝えしている中で、実際に活用するかという点につきましてはまだその事業が具体的な展開に至っていないので、未定という状況ではありますが、いつでもそういうような状況になった場合には対応できるような体制にしたいというところはございます。また、あと1名は道外に住んでおりますし、もう一名は民間会社に就職したということもございますので、今現在ある程度そういうような対象になるのはその1名の協力隊員になるかなというふうに考えております。

また、現在任用しております協力隊員につきましても、ヒアリング等を行う中で起業に対する意識というのは皆さん持っている部分がございますので、そういう部分は十分聞き取った中で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 次に、観光費の関係でイベント用の倉庫、先ほども出て、来年度着工ということだったけれども、大きさなのですから、どのぐらいなのかなのです。豊中の体育館には物すごい量が入っているのですが、どこからどこまで必要なものか、そっちに動くのかどうかというのはわかりませんが、大きさが先ほど聞かれていなかったと思うので、どのぐらいの大きさになるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 現在旧豊沼中学校を利用している7団体のイベント団体に確認して面積をある程度割り出しております。また、市のテント等、備品等もござい

ますので、そういうものを含めておよそ270平米ぐらいが置く場所として必要かなというところがございますので、搬出入用の通路等を含めて約280平米程度の建物を予定しております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 建物はどういう建物、プレハブか何かなのかどうかというのと、それから今イベント用のものがいろんなところに置かれているようなのです。それは、これができ上がると1カ所に集まるのかどうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 先にいろんなものが集まるかということですが、各イベント団体に確認しているものは、それぞれが保有しているものということで確認しておりますので、恐らく1カ所に集まるということになると思います。

建物につきましては、鉄骨造で無落雪の屋根、そして高さは3メートル程度のものを予定しております。基礎につきましてはコンクリート、外壁につきましては鉄板張りということで今実施設計に当たりたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。32ページ、第8款土木費、第5項住宅費。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 移住定住促進住宅の管理に関しましてお伺いします。

4戸入居する予定になっていますけれども、町内会の加入については市としては何か考えはありますでしょうか。そこをお伺いしたいのですが。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 改修しております住宅のエリアの町内会の加入ということでのご質問だと思いますけれども、あのエリアは空き家になっている公宅が今ずっとありまして、新たに今回4戸ということで入居されるということでありますので、入居の際には地域の町内会の勧誘等のことについてご紹介するなりして、町内会に加入していただくようお願いするように考えております。

○委員長 北谷文夫君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 今の課長の答弁で全然異論はないので、どういう町内会になっているか私はよくわからないでお話ししていますけれども、ぜひ移住された方については最寄りの町内会に加入していただくよう市としても進言していただければ幸いかなと思います。

次に、私転勤族だったものですから、組合員時代までは会社の寮に入っていたのですが、職制になってから集合住宅に借り上げて入っていたのです。札幌を含めて東京で2カ所と3カ所の集合住宅に入りました。その中で感じたことがあるのです。向こうはもう入居基準の中に町内会費、向こうは自治会費と言っていました。自治会費をいただきま

すということの家賃と同様なところに並列で書いてあるのです。ですから、嫌だったら入るなというようなことで、自治会に入るのは当然ですよというような感じなのです。札幌もそうでした。今私砂川に来て、民間の集合住宅に加入しているのですが、ここはそういうことを書いていないのです。あくまでも最寄りの自治会、町内会、私は今吉野第3町内会というところで役員をさせていただいているのですが、今私が入っているのは6戸建てのところ。ですから、私今そこの担当で、入れかわるたびに行ってはお願いしているのです。これは大家さんにも言わないといけないなと、私の経験談で、そこでお伺いしたいのですが、先ほども公営住宅の家賃のお話だとか出ていたのですが、公営住宅で最寄りの町内会に入っていただきますというようなことを盛り込むことはできないのかどうか。ぜひそうしてほしいなと。支障があるのかどうか、法律上の制約があるのかどうか私はわからないで申し上げているのですけれども、ぜひ検討していただきたいなと。今この場でいきなり言ってもなかなか難しいかなと思うのですけれども、法的な制約だとか公営住宅法との管理とかなんとかというのは私よくわからないでお話ししておりますので、その辺ご検討願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 自治会の加入についての決まりを公営住宅の決まりの中に盛り込めないかというような内容だと思いますが、実際は既存のほうの団地についてはご存じのように自治会がございまして、ふだん入居されてくる方については自治会の加入というお話をしております。今回の移住定住促進住宅については、団地形式の構成になっておりませんので、4戸で自治会ということは今想定をしております。先ほどのご質問をいただいた件につきましては、ほかの事例とかいろいろ調査、また研究して、法的なものとも確認しながら私どものほうで検討してまいりたいということで回答とさせていただきます。

○委員長 北谷文夫君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 ぜひご検討を願いたいなと思います。

それで、私砂川に来て感じたのは、東京だとか札幌でみまもりんごなんていうのは難しいと思います。個人情報の取り扱いをめぐって、砂川のような結束力というか、団結力というか、そういう隣同士の結びつきというのはそんなに濃厚ではないのです。町内会に入るかどうかは、個人の考え方を一番優先するというので、加入率も砂川から見たらずっと低いです。ましてやみまもりんごなんていうのはなかなか難しいと思ったのです。そこは田舎と言ったら怒られますけれども、砂川市民の皆さんは大したものだというふうに思っておりますので、ぜひ移住定住促進住宅の皆さんにも最寄りの町内会に加入するよう働きかけていただきたいと思ひますし、また既存の公営住宅の中にもそういった1項を設けられないかどうかもご検討をお願いしまして、終わります。

以上です。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 端的にお伺いしますけれども、除雪委託料として10万円が計上されていますが、この除雪の範囲というのはどこからどこまでになるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 住棟の前面にあります通路、それから一部市道の除雪が入りますけれども、そこと駐車場の際に若干雪が残るので、そこの処理というようなことで考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、駐車場のほうの除雪というのは各自入居者のほうでやっていただくということによろしいのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 武田委員のおっしゃるとおりで自分の区画、借りているところについては、自己で除雪をするということになります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 通常公営住宅の場合には除雪当番とかを決めて、共同玄関の戸口というのですか、そこのところを各持ち回りでやっているのですけれども、今回この除雪の委託料で上げている中ではそういったきめ細かいところの除雪も全部委託の中でやっていただけるのか、それとも公住と同じように、細かい話になりますけれども、除雪当番みたいなのを決めてやるような形になっていくのか、その辺ってどうなっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 住棟前の除雪につきましては、機械が当然入りますし、住戸前、共同住宅前の除雪についてもできる限り入居されている方のご負担にならないようにと考えておりますけれども、どうしても多少は残るといふものがあります。そちらについては、入居者の方をお願いをしたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この除雪の委託による委託の期間というのは、シーズンのものなのですか、一般的に今考えられているのは何月ぐらいから何月ぐらいまでを想定した委託料となっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 冬期間になりますので、一応12月から3月というふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今民間のアパート等でも何か付加価値をつけるということで、除雪もサービスとしてつけているところがあります。冬の場合は、除雪というものは皆さんご承知のように結構な重労働にもなりますし、まして現役世代で働いている方々からすれば共働

きも多いですし、子育てもしている中ではやはり除雪というのが重労働になってくると。それが除雪の負担が軽減されるということも一つの特色であろうと思いますので、これも本当繰り返しになりますけれども、今後入居者の募集をかける上でも大きなメリット、細かいことかもしれませんが、生活者の視点に立てば非常に重要なことでもありますので、この辺もしっかりとあわせて周知をして入居者を募っていただきたいと思います。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。34ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから20ページまで、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 簡単に病児・病後児の関係なのですが、この保育費負担金が市内利用50人、市外利用10人ということで、これはこれからの月なのか、年間予測なのかをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 歳入の負担金でございます。病児・病後児保育費負担金につきまして、今回市内利用人員50人、市外利用人員10人ということで合計60人見込んでございますが、こちらについてはことし実施いたします5カ月分の総利用人員を見込んだ数となっているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 となると、年間これを単純に5カ月だから倍か何かしていけばということで、年間で考えれば単純にはそういう感じで受け取っていいですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 年間の利用見込み人数でございますが、過去に実施しました子育て関係のアンケート等によりまして、過去に病気で子供が保育所等を休んだことがある世帯で父親、母親が仕事を休んだことのある世帯のうち、この病児・病後児保育施設があるとすれば利用したいというふうに答えた方の数、さらには今回条例で制定いたしました対象児童の数を割合で換算いたしましたところ、年間およそ150人の利用が見込まれるという数字を算出いたしまして、今回この5カ月分ということで60人という数字を出したところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後になります。それぞれ道、国から3分の1の事業費が出ているのですけれども、こちらのほうは何か基準というのかあるのかどうか。多分利用人数や何かで普

通こういう場合はあるのかなというふうに思うのですけれども、その辺教えていただければと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 このたびの歳入の子ども・子育てに関する補助金でございますが、こちらについては国が定めた子ども・子育て交付金というふうになってございます。こちらは、国の病児保育事業実施要綱に基づいて実施されることが交付の要件となっておりまして、この交付の基準額がどのように算定されるかというご質問でしたので、こちらにつきましては事業が行われる1カ所当たりの基本分、さらには延べ利用人員の数に応じた加算分、あと低所得者の利用数に応じた減免加算分ということが基準額の要素となっております。今回これらに準じまして当市の交付金の基準額を算出したところ、基準額は495万5,000円となったところでございます。これらのそれぞれの補助率につきましては、国、道ともに3分の1ということになっておりますことから、それぞれ165万1,000円の交付金ということで算出して見込んだところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 利用者数の加算の詳しいことをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 この交付金の加算分、利用人員による加算分ということで、国の交付要綱によりますところ、それぞれ利用人員の数の枠によりまして額が変わってきてございます。下限が10人以上50人未満で、基準額が約50万4,000円、その上50人以上200人未満ということで251万8,000円が基準額となっているところでございます。砂川市につきましては、この50人以上200人未満の利用見込みということで基準額を算出したところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 以上で本委員会に付託されました議案第4号から第17号、第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 1時24分

委 員 長